

組織犯罪対策

第4章 CHAPTER 4



第1節

暴力団対策

第2節

薬物銃器対策

第3節

来日外国人犯罪対策

第4節

犯罪収益対策

第1節

暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を偽装したり、共生者^(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件等を多数取行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

さらに、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、暴力団の意に沿わない事業者を対象とした、報復・みせしめ目的とみられる襲撃等事件も後を絶たず、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

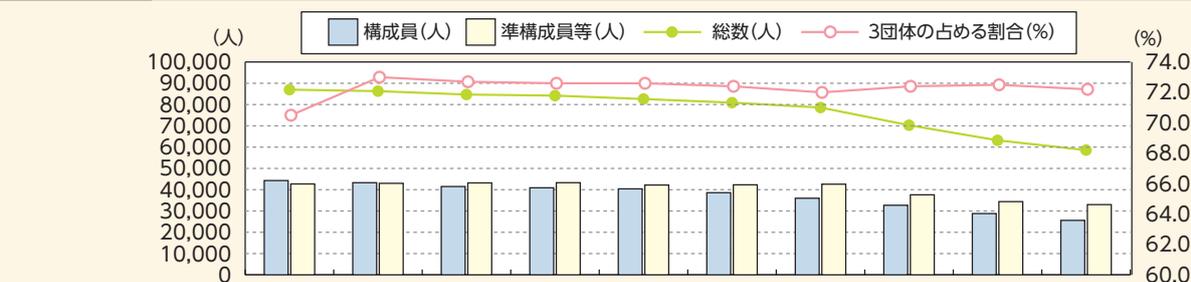
警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の効果的な運用及び暴力団排除活動を推進している。

(1) 暴力団構成員及び準構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員等^(注2)の推移は、図表4-1のとおりである。その総数は、平成8年から16年にかけて緩やかに増加してきたが、17年から減少している。

山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員及び準構成員等の数は、18年から減少しているが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。中でも山口組の暴力団構成員及び準構成員等の数は、総数の43.9%を占めている^(注3)。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移（平成16～25年）



区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総数(人)		87,000	86,300	84,700	84,200	82,600	80,900	78,600	70,300	63,200	58,600
構成員		44,300	43,300	41,500	40,900	40,400	38,600	36,000	32,700	28,800	25,600
準構成員等		42,700	43,000	43,200	43,300	42,200	42,300	42,600	37,600	34,400	33,000
3団体総数(人)		61,300	63,000	61,600	61,100	60,000	58,600	56,600	50,900	45,800	42,300
3団体の占める割合(%)		70.5	73.0	72.7	72.6	72.6	72.4	72.0	72.4	72.5	72.2

注：3団体の占める割合 = 3団体総数 ÷ 総数 × 100

注1：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

注2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの

注3：山口組の暴力団構成員の数は、全ての構成員の数の45.3%を占める。

(2) 暴力団の解散・壊滅

平成25年中に解散・壊滅した暴力団の数は167組織、これに所属していた暴力団構成員の数は1,017人である。このうち山口組、住吉会及び稲川会の3団体の傘下組織の数は133組織(79.6%)、これに所属していた暴力団構成員の数は803人(79.0%)である。

(3) 暴力団の指定

平成26年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき21団体が指定暴力団として指定されており、25年中は、13団体^(注)が8回目の指定を受けた。

図表4-2 指定暴力団一覧表(21団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約11,600人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道17県	約3,300人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府15県	約4,200人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約560人
5	旭 琉 會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	県内	約520人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約270人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約210人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約120人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約70人
10	四代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	森田 文靖	2県	約100人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約630人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約50人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約200人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約130人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約160人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	府内	約50人
17	極 東 会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約880人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	府内	約150人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約910人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約220人
21	浪 川 睦 会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約290人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成25年末のものを示している。

注2：平成25年末における全暴力団構成員数(約25,600人)に占める指定暴力団構成員数(約24,700人)の比率は96.5%である。

コラム ① 準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化等

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在する。警察では、こうした集団を準暴力団と定義し、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化等に努めている。

注：六代目山口組、稲川会、住吉会、五代目工藤會、旭琉會、六代目会津小鉄会、五代目共政会、七代目合田一家、四代目小桜一家、四代目浅野組、道仁会、二代目親和会及び双愛会

2 暴力団犯罪の取締り

(1) 検挙状況

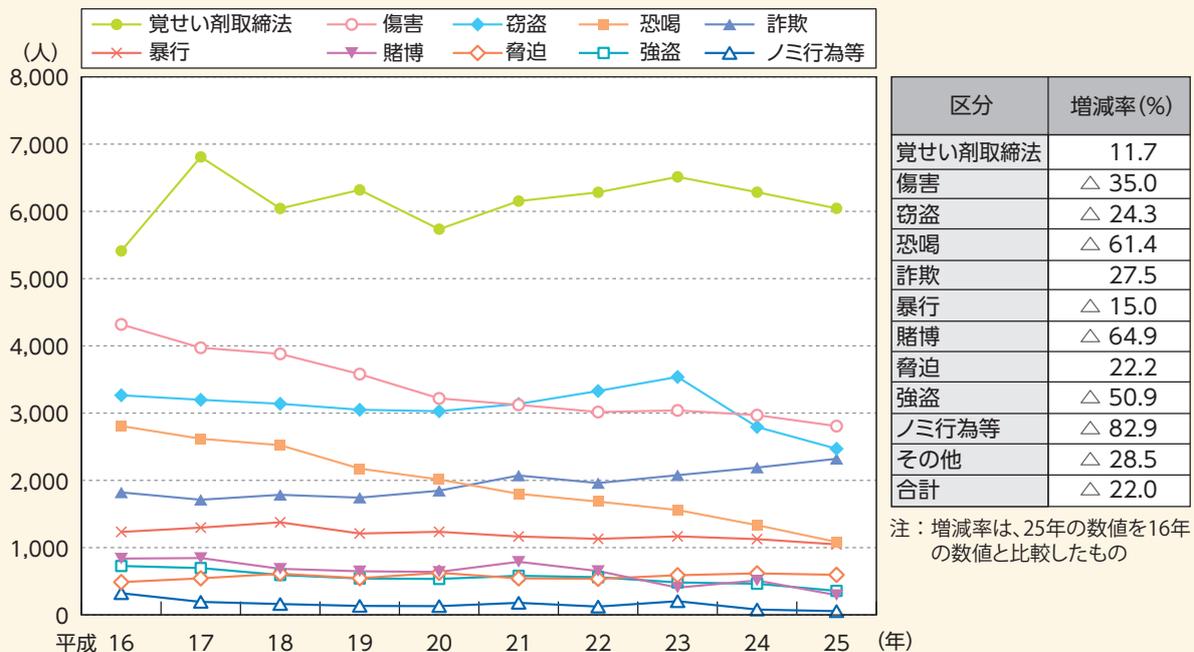
暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙状況は、図表4-3のとおりであり、平成17年以降減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は3割程度で推移しており、これらが有力な資金源となっているといえる。他方、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、図表4-4のとおりであり、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が増加傾向にあることから、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表4-3 暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成16～25年）

区分	年次										
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
暴力団構成員等の総検挙人員(人)	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員(人)	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	
覚せい剤	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	
恐喝	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	
賭博	837	845	685	648	639	789	652	405	511	294	
ノミ行為等	322	193	161	133	130	179	123	203	79	55	
構成比(%)	32.0	35.3	33.1	34.1	32.7	33.7	34.0	33.0	34.0	32.7	

注：構成比＝伝統的資金獲得犯罪の検挙人員÷暴力団構成員等の総検挙人員×100

図表4-4 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移（平成16～25年）



注：競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の公営競技関係4法違反

(2) 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件及び対立抗争事件等

近年の暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件^(注)、対立抗争事件等の発生状況は、図表4-5のとおりである。

図表4-5 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件の発生件数等の推移（平成21～25年）

区分		年次	21	22	23	24	25
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件	発生件数(件)		18	15	29	21	23
	うち銃器使用		1	3	11	2	3
	うち手りゅう弾使用		2	2	2	1	0
	死者数(人)		1	1	1	0	1
	負傷者数(人)		4	3	6	11	4
対立抗争事件 ^(注)	発生事件数(事件)		1	0	0	1	0
	発生回数(回)		4	0	13	14	27
	うち銃器使用		1	0	9	7	20
	死者数(人)		2	0	5	1	0
	負傷者数(人)		0	0	3	6	3
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件	発砲事件数(件)		22	17	33	25	35
	死者数(人)		6	6	5	3	2
	負傷者数(人)		8	3	7	11	2

注：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

コラム ②九州北部の暴力団情勢

近年、九州北部において、事業者襲撃等事件や対立抗争事件が多発するなど、暴力団情勢は極めて厳しい状況にある。

このような情勢を踏まえ、警察では、全国から機動隊や捜査員を福岡県に派遣するなどして、捜査の徹底を図るとともに、警戒活動を強化している。

また、平成24年に改正された暴力団対策法に基づき、同年12月、福岡県及び山口県の各公安委員会が工藤会を特定危険指定暴力団等として、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会が道仁会及び九州誠道会（現・浪川睦会）を特定抗争指定暴力団等として指定した。

25年中、九州北部においては、事業者襲撃等事件の発生が減少するとともに、対立抗争に起因する不法行為の発生はなかったが、11月及び12月には、立て続けに事業者襲撃等事件が発生し、死者も出るなど、依然として厳しい情勢が続いていることから、引き続き、改正された暴力団対策法による新たな規制も効果的に活用して、暴力団の危険な活動の抑止を図っていくこととしている。



北九州市内を警戒する機動隊員

注：「暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件」とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用 (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付 (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。） (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

(3) 資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、振り込め詐欺、強盗、窃盗のほか、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。また、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は共生者と結託するなどして、暴力団の威力を背景としつつ、一般の経済取引を装い、貸金業法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等様々な資金獲得犯罪を行っている。

警察では、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、各種の事業活動に進出している暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

事例 ①

Case

道仁会傘下組織組長（37）らは、厚生労働省が実施する緊急人材育成支援事業を悪用して奨励金等をだまし取ろうと企て、平成23年4月から同年8月にかけて、奨励金等の支給対象となる職業訓練を行うかのように装って、関係機関に内容虚偽の申請を行い、訓練奨励金等合計約1,600万円をだまし取った。25年12月までに、同組長ら32人を詐欺罪で逮捕した（福岡、佐賀）。

事例 ②

Case

工藤会傘下組織組員（34）らは、無登録で貸金業を営み、24年4月から25年1月にかけて、法定利息を上回る利息を受け取っていた。同年4月までに、同組員ら10人を出資法違反（高金利の受領）等で逮捕した（福岡）。

コラム ③ 山口組・弘道会対策

(1) 山口組・弘道会の概要

山口組は、日本最大の暴力団で、その暴力団構成員及び準構成員等の数に加え、多くの暴力団と友誼関係^(注1)等を構築することにより、大半の暴力団に影響を及ぼし得る地位を獲得している。

山口組の傘下組織の一つである弘道会は、現在の山口組組長が昭和59年に立ち上げた組織で、主たる事務所は愛知県名古屋市にある。現在の山口組は、組長が弘道会の初代会長、若頭^(注2)が弘道会の二代目会長となっており、弘道会が山口組の主要な地位を押さえている状況にある^(注3)。

(2) 山口組・弘道会集中取締り等対策の推進

暴力団対策上、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、そのためには、山口組の強大化を支える弘道会の弱体化を図ることが不可欠である。警察では、組織を挙げて山口組・弘道会、その傘下組織及び関係企業・共生者に対する取締り等を推進しており、平成25年中は、山口組直系組長8人、弘道会直系組長10人、弘道会直系組織幹部31人を検挙した。

事例 ③

Case

風俗店経営企業の実質的経営者（55）らは、22年7月から同年8月までの間、弘道会捜査を担当する警察官に対して「まだ〇〇の捜査はやっているんでしょ」、「かわいい××ちゃん（警察官の娘）がどうなっても知らないよ」などと電話をかけ、脅迫した。25年1月、同経営者ら3人を脅迫罪で逮捕した（愛知）。

注1：他団体との間で、首領、幹部同士が擬制的血縁関係を結び、義兄弟になるなどして作り上げられる関係

注2：一般に、組長等の代表者以外で組織の運営を支配する地位にある者の筆頭者

注3：暴力団においては、傘下組織の組長等が同時に上位組織の幹部となっている状況がみられる。

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行った場合等には、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会は中止命令等を出発することができる。

都道府県公安委員会が最近5年間に発出した中止命令等の発出件数の推移は図表4-6のとおりである。

事例

Case

山口組傘下組織幹部（34）は、縄張内に所在する飲食店の経営者に対し、用心棒の役務を提供することを約束した後、実際にその役務を提供した上、同経営者に対して、「また何かあったら言うて」と告げて、改めて用心棒を行う約束を交わした。平成25年3月、兵庫県公安委員会は、同幹部に対し、同経営者等のために用心棒の役務を提供することなどをしてはならない旨を命じた（兵庫）。

図表4-6 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（平成21～25年）

区分		年次	21	22	23	24	25
合計(件)			2,119(95)	2,130(101)	2,064(139)	1,823(112)	1,747(78)
形 態 別	9条	2号 不当贈与要求行為	721(18)	734(27)	723(27)	623(17)	583(17)
		3号 不当下請等要求行為	13	8(1)	5	7	4
		4号 みかじめ料要求行為	176(14)	159(14)	169(12)	152(11)	168(19)
		5号 用心棒料等要求行為	333(18)	379(15)	355(24)	387(31)	285(9)
		6号 高利債権取立等行為	49(4)	46(4)	36(8)	44(6)	18(3)
		7号 不当債権取立行為	12	11	24(2)	5(1)	7
		8号 不当債務免除要求行為	87(1)	82	68(2)	71(1)	47(1)
		9号 不当貸付等要求行為	19	19	11	19	9(2)
		14号 競売等妨害行為	0	0	0	0	0
		19号 不当示談介入行為	2	0	1	1	0
		20号 因縁をつけての金品等要求行為	22	28	11	20	15
	その他	8	7	15	3	9(1)	
	10条	1項 暴力的要求行為の要求	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
		2項 暴力的要求行為の現場立会援助行為	279	247	315	244	279
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
		12条の3 準暴力的要求行為の要求等	(0)	(3)	(4)	(1)	(2)
		12条の5 準暴力的要求行為	1	14(2)	(0)	4(1)	63(2)
	15条	暴力団事務所の使用制限命令	(0)	(0)	(27)	(17)	(0)
	16条	1項 少年に対する加入強要・脱退妨害	24(2)	43(3)	21(1)	24(3)	30
		2項 威迫による加入強要・脱退妨害	324(8)	308(16)	262(13)	194(7)	198(2)
3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害		31	29	37	12	15(1)	
17条	加入の強要の命令等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
20条	指詰め等の強要等	12	10	8	3	7	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	0	1	4	1	
29条	事務所等における禁止行為	6	6	2	6	7	
30条の2	損害賠償請求等の妨害の禁止	(0)	(8)	(5)	(2)	(5)	
30条の5	暴力行為の賞揚等の規制	(30)	(8)	(14)	(12)	(2)	
30条の6	1項 用心棒の役務提供等	-	-	-	0	2(10)	
	2項 用心棒行為等の要求等	-	-	-	(0)	(0)	
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	-	-	-	0	0	
30条の11	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	-	-	-	(0)	(0)	
団 体 別	六代目山口組	843(18)	831(43)	795(53)	677(45)	658(44)	
	稲川会	330(24)	313(29)	327(17)	289(17)	219(17)	
	住吉会	368(12)	369(12)	316(10)	341(12)	323(5)	
	その他の団体	310(41)	363(15)	320(59)	275(35)	216(10)	

注1：数字は、中止命令の件数であり、括弧内は、その他の命令（事務所使用制限命令、防止命令、禁止命令又は再発防止命令）の件数（合計欄及び団体別欄の括弧内の数字は、中止命令以外の命令の合計件数）である。

2：団体名は、平成25年12月31日現在のものである。

3：四代目旭琉会については、沖縄旭琉会に吸収されて消滅し、沖縄旭琉会については、名称を「旭琉会」に改めていることから、四代目旭琉会及び沖縄旭琉会の24年の発生件数については、名称等変更公示日（24年3月29日）の前日までのものを示している。また、旭琉会の発出件数については、同公示日以降のものを示している。

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団員等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業における暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

また、近年各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでいる。平成25年中は、同年4月に施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び同年12月に施行された改正後の不動産特定共同事業法において、それぞれ暴力団排除条項が盛り込まれた。

② 各種取引における暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）^(注2)及び22年12月のワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では関係機関・団体と連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

コラム ④東日本大震災の復旧・復興事業からの暴力団排除等の取組

東日本大震災の復旧・復興事業には、官民間問わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して、違法行為を敢行したり、活動資金を獲得したりするおそれがある。

平成25年中には、東日本大震災の復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪を25件（前年比6件増）検挙した。暴力団が、被災地の復旧・復興工事に労働者を違法に派遣したりするなど、震災の復旧・復興事業に介入している実態がうかがわれる。

警察では、引き続き、関係県警察等が参加する暴力団排除対策推進会議の開催等により、情報の共有や連携を図りながら、暴力団等の動向把握や取締りを徹底している。また、関係省庁・団体に対し、復旧・復興事業に係る契約書等への暴力団排除条項の導入、暴力団排除連絡協議会の設置を通じた警察との情報共有等を要請するなど、関係機関・団体との連携を強化し、各種事業等への暴力団の介入を阻止するための取組を推進している。



復旧・復興事業からの暴力団排除に係る関係機関連絡会議の状況

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可等を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

2：企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、地域住民等による暴力団事務所に対する撤去運動等を支援し、事務所を撤去させるなど地域住民等に対する的確な支援を実施している。また、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求や事務所撤去訴訟等の民事訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。さらに、飲食店業者等は、警察、暴追センター及び弁護士会と連携の上、暴力団に対するみかじめ料拒否運動を行うなどしている。



暴力団追放パレードの状況

また、平成24年に改正された暴力団対策法により、国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができることとなった。26年5月までに、34都府県の暴追センターが適格暴追センターの認定を受けている。

事例

Case

25年2月に適格暴追センターとして認定を受けた（公財）徳島県暴力追放県民センターが、同年5月、県内に所在する山口組傘下組織事務所に対し、全国で初めて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行った。同年6月、同事務所は撤去された（徳島）。

(4) 地方公共団体における暴力団排除に関する条例の制定・施行

地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例が、平成23年10月までに全都道府県で施行された。

25年中は、6月に福岡県及び熊本県において、また、10月に新潟県において、それぞれの県の暴力団情勢を踏まえた改正条例が施行されている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施しており、25年中における実施件数は、勧告が71件、指導が2件、中止命令が7件、検挙が3件となっている。

事例

Case

店舗型性風俗特殊営業の経営者（68）は、暴力団の威力を利用することの対償として、山口組傘下組織組員（28）に現金や店舗への招待券を供与していた。25年2月、埼玉県公安委員会は、埼玉県暴力団排除条例の規定（利益供与等の禁止）に反したとして、同経営者に対し、利益の供与をしてはならない旨の勧告をするとともに、同組員に対し、利益の供与を受けてはならない旨の勧告を行った（埼玉）。

コラム ⑤暴力団構成員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅させるためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要であることから、警察では、暴追センター、関係機関・団体等と連携して、全国に社会復帰対策協議会を設立するとともに、暴力団から離脱しようとする者に対して個別に指導・助言を行うなどしている。

平成25年4月からは、警察の支援により暴力団を離脱し、仮釈放になった矯正施設の被収容者の出所情報を警察と保護観察所が共有し、両者が連携して、こうした者が再び暴力団に加入することのないよう、就労等に向けた支援を実施している。

第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

薬物事犯の検挙人員は、平成22年以降、緩やかに減少し、25年中は1万2,951人と、前年より515人(3.8%)減少した。しかし、覚醒剤の押収量が前年より大幅に増加するなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

(1) 各種薬物事犯の状況

① 覚醒剤事犯

平成25年中の覚醒剤事犯の検挙人員^(注1)は、前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の84.2%を占めている。また、粉末押収量は831.9キログラムと、前年より483.4キログラム(138.7%)増加した。25年中の覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員の55.9%を暴力団構成員等が占めているほか、他の薬物事犯と比べて再犯者が占める割合が高いことや30歳代以上の検挙人員が多いことが挙げられる。

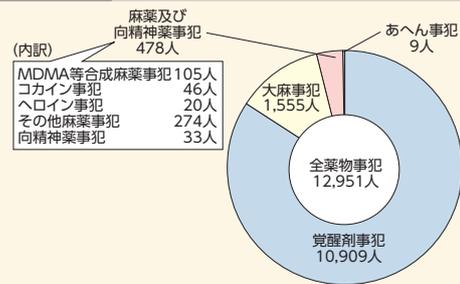
② 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の12.0%を占めており、依然として高水準である。25年中の大麻事犯の特徴としては、覚醒剤事犯とは異なり、全検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が依然として高いことが挙げられる。しかし、最近では、全検挙人員のうち再犯者や30歳代以上の年齢層の占める割合が増加傾向にあり、乱用者の層の拡大も懸念される。

③ その他の薬物事犯

最近5年間のMDMA^(注2)等合成麻薬事犯、あへん事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、図表4-8のとおりである。

図表4-7 薬物事犯の検挙人員(平成25年)



図表4-8 各種薬物事犯の検挙状況の推移(平成21~25年)

区分		年次	21	22	23	24	25
覚醒剤事犯	検挙人員(人)		11,655	11,993	11,852	11,577	10,909
	押収量	粉末(kg)	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9
		錠剤(錠)	12,799	8	39	223	178
大麻事犯	検挙人員(人)		2,920	2,216	1,648	1,603	1,555
	押収量(kg)	乾燥大麻	195.1	144.9	134.7	301.8	161.5
		大麻樹脂	17.2	8.8	28.0	41.7	1.1
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員(人)	107	61	77	81	105
		押収量(錠)	85,688	17,326	26,288	3,674	2,135
	コカイン	検挙人員(人)	116	105	82	61	46
		押収量(kg)	11.3	6.9	28.7	6.6	119.6
	ヘロイン	検挙人員(人)	15	17	18	30	20
		押収量(kg)	1.2	0.3	3.5	0.1	3.8
	向精神薬	検挙人員(人)	17	23	31	28	33
		押収量(錠)	2,918	17,524	11,039	263	11,396
あへん事犯	検挙人員(人)	28	21	12	6	9	
	押収量(kg)	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2	

注1：麻薬特例法違反の検挙人員のうち、覚醒剤事犯に係るものを含む。

注2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxyamphetamine)」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

(2) 薬物密輸入事犯の状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は、平成22年以降、200件前後で推移しており、25年中は221件と、前年より29件（15.1%）増加した。

覚醒剤密輸入事件の検挙状況の推移は図表4-9のとおりであり、25年中の検挙件数及び検挙人員はいずれも前年より減少したが、過去10年間の推移をみると依然として高水準である。最近では、ナイジェリア人の関与がうかがわれる事案が多くみられる。

この背景には、我が国での根強い薬物需要と、暴力団や来日外国人犯罪組織と国際的な薬物犯罪組織等とのグローバルなネットワークの構築があるものと推認される。

図表4-9 覚醒剤密輸入事件の検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙件数(件)		102	27	63	65	77	164	132	185	120	119
	うち航空機利用によるもの	74	17	40	46	49	127	112	151	81	96
検挙人員(人)		120	40	77	90	97	219	158	216	170	160
	うち暴力団構成員等	21	11	24	16	18	62	31	39	20	30
	うち来日外国人	54	15	43	39	42	97	90	139	106	113

事例

Case

ナイジェリア人の男（52）らは、25年5月、コーヒー豆の袋の中に隠匿した覚醒剤約2キログラムを、事情を知らない日本人旅行客を利用して密輸入したことから、同年6月までに同人ら3人を、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕した。また、薬物保管倉庫として同人らが使用していたアパートの一室において、覚醒剤約4キログラムを押収した（愛知、警視庁）。

(3) 薬物犯罪組織の動向

① 薬物事犯への暴力団の関与

平成25年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は6,096人と、前年より277人（4.3%）減少したものの、覚醒剤事犯の全検挙人員の55.9%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は467人と、前年より95人（16.9%）減少しているものの、全検挙人員の30.0%を占めており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

25年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は411人と、前年より25人（5.7%）減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員が全薬物事犯の76.6%を占めている。国籍・地域別でみると、ブラジル、フィリピン及びアメリカの比率が高く、3か国で全体の34.8%を占めている。また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、営利犯^(注)の占める割合を国籍・地域別でみると、イラン人は66.7%と最も高率であり、依然としてイラン人が密売目的で覚醒剤事犯に関与していることがうかがわれる。

事例

Case

イラン人の男（45）は、日本人の男（32）らに対し、覚醒剤を密売していた。25年10月までに、イラン人の男及び同人から覚醒剤を購入した日本人の男ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕した。また、イラン人の男が使用していた複数のコインロッカーから、約1.5キログラムの覚醒剤を押収した（神奈川）。

注：営利目的所持、営利目的譲渡及び営利目的譲受け

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っている。

また、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやIHC^(注1)からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進するとともに、インターネットを利用した薬物密売事犯を検挙した場合は、サイト管理者等に対して警告及び再発防止指導等を行っている。

さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注2)やマネー・ローンダリング事犯^(注3)の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

(2) 需要の根絶

薬物の需要の根絶を図るためには、社会全体に、薬物を拒絶する規範意識が堅持されていることが重要である。警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。平成25年には、薬物乱用防止のためのパンフレットを作成し、全国の学校等に配布したほか、薬物乱用防止教育を実施した。

また、警察では、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための基礎的な知識や相談先等を記載した資料を配付し、薬物再乱用防止に関する必要な情報提供を行っている。



薬物銃器犯罪根絶の集い

コラム ⑥匿名通報ダイヤルの運用

匿名通報ダイヤルは、警察庁の委託を受けた民間団体が、国民から一定の犯罪等に関する匿名の通報を電話又はインターネットにより受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて通報者に情報料を支払う制度である。警察庁では、平成24年4月から、匿名通報ダイヤルの対象として、薬物・拳銃事犯や暴力団が関与する犯罪等を追加し、組織犯罪全般に関する情報提供の促進に努めている。25年中の通報件数は8,504件（前年比5,197件（157.2%）増加）であり、薬物・拳銃事犯に関する通報は全通報件数の15.5%（対象事案に関する通報件数の43.3%）と、最も高い割合を占めている。25年中の通報のうち、事件検挙等への貢献が認められたことにより情報料を支払った件数は、26年3月末現在、7件である。



匿名通報ダイヤルの広報ポスター

注1：112頁参照

2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

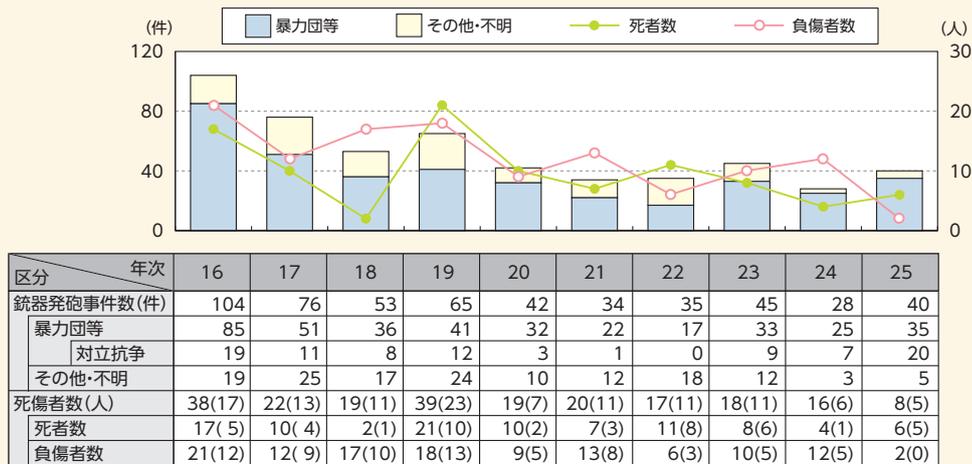
3：139頁参照

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

平成25年中の銃器情勢は、一般国民や民間企業を対象とする暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が相次いで発生し、銃器を使用した事件^(注1)も128件発生するなど、依然として厳しい状況にある。

図表4-10 銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移(平成16～25年)



注1：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がわがわかれる銃器発砲事件数を含む。

2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

3：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

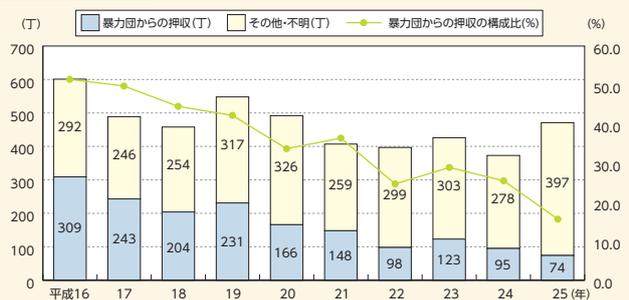
4：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関・団体と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-11のとおりである。近年、全押収丁数に占める暴力団からの押収丁数^(注2)の割合は減少傾向にあるが、その背景としては、暴力団による拳銃の隠匿方法の巧妙化等が考えられる。

図表4-11 拳銃押収丁数の推移(平成16～25年)



事例 Case

大学職員の男(27)は、3Dプリンタを用いて製造されたとみられる手製拳銃2丁を自宅において所持していた。26年5月、同人を銃刀法違反(拳銃複数所持)で逮捕した(神奈川、兵庫)。

注1：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃刀法第2条第1項)をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

2：暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数

第3節

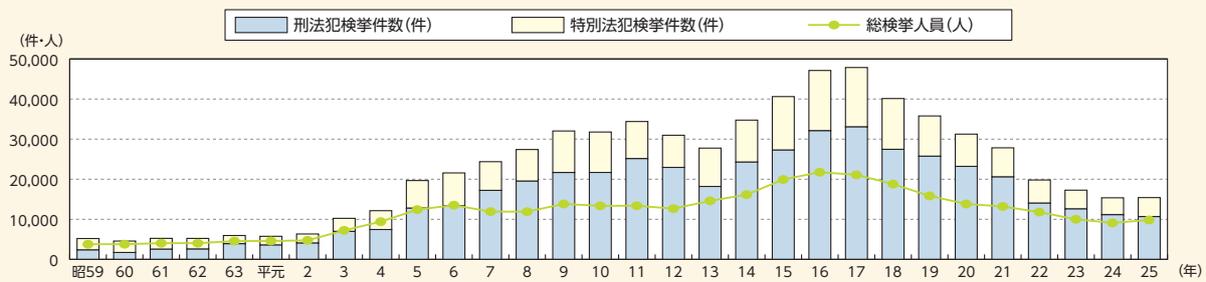
来日外国人犯罪対策

1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-12のとおりである。平成の初期から増加傾向にあった来日外国人犯罪は、検挙件数については平成17年をピークに7年連続して、検挙人員については16年をピークに8年連続して、それぞれ減少していたが、25年中は、検挙件数、検挙人員共に前年より僅かに増加した。

図表4-12 来日外国人犯罪検挙状況の推移（昭和59～平成25年）



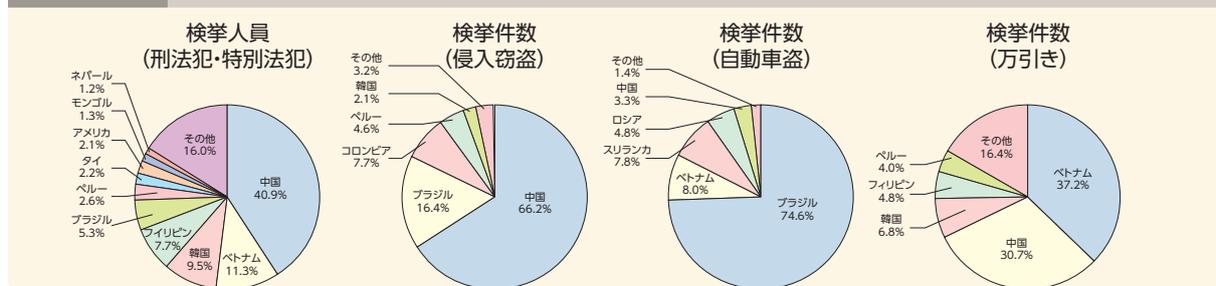
図表4-13 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総検挙	件数(件)	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419
	人員(人)	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884
刑法犯	件数(件)	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674
	人員(人)	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620
特別法犯	件数(件)	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745
	人員(人)	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264

(2) 国籍・地域別検挙状況

平成25年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-14のとおりである。検挙人員では、過去10年間、中国（台湾、香港を除く。）が継続して最も大きな比率を占めている。また、過去10年間における刑法犯検挙件数（罪種別）の推移をみると、侵入窃盗では中国が継続して最も大きな比率を占めているほか、自動車盗ではブラジルが、万引きではベトナムと中国が大きな比率を占めているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なっている。

図表4-14 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（平成25年）



2 国際犯罪組織の動向

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

平成25年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は49.0%と、日本人(13.2%)の約3.7倍に上り^(注1)、共犯事件の割合が極めて高い。罪種別にみると、住宅を対象とした侵入窃盗で96.3%と日本人(15.8%)の約6.1倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人によって組織的に犯罪が敢行される傾向がうかがわれる。

図表4-15 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(平成25年)



(2) 国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織^(注2)のうち、来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が、それぞれの特性をいかして、役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもみられる。

これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪を敢行するものもある。

犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず2、3か国に及んだり、被疑者や被害者との関係を有しない地域であったりするものがあるなど、世界的な展開がみられる。

事例 1

Case

ナイジェリア人の男(42)らは、平成24年10月、経営する飲食店の客に酒等を飲ませて昏酔状態に陥れた上、財布からキャッシュカードを抜き取り、付近のATMから同カードを使って現金を窃取した。25年1月までに、ナイジェリア人3人、フィリピン人5人、日本人3人及びロシア人1人を昏酔強盗罪及び窃盗罪で逮捕した(警視庁)。

事例 2

Case

ロシア人の男(27)らは、短期滞在の資格で出入国を繰り返しながら、クレーン付きの貨物自動車を盗み、ヤード内で解体してコンテナに積み込み、ロシアへ輸出していた。25年6月までに、ロシア人4人を窃盗罪で逮捕した(奈良)。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

注2：外国に本拠を置く犯罪組織、来日外国人犯罪グループその他犯罪を目的とした多人数の集合体で国際的に活動するもの及びこれに関連するものの集合体

(3) 国際犯罪組織に利用される犯罪インフラの実態

国際犯罪組織は、犯罪インフラを利用して各種犯罪を効率的に敢行しており、国際犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行^(注1)による不正な送金、偽装結婚^(注2)、偽装認知^(注3)、旅券・在留カード等偽造^(注4)、不法就労助長^(注5)等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が不法就労等で得た収益を海外の家族等に送金したり、国際犯罪組織が国内で得た犯罪収益等を海外に送金したりするために利用されている。

また、旅券・在留カード等偽造は、犯罪を行う際の身分偽装手段として利用されるだけでなく、国際犯罪組織が偽造に関与し、不法滞在者等に販売して違法な資金を得ることもある。

そして、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長は、不法滞在者等に在留資格を不正取得させたり、就労の機会を提供することにより、不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーのほか、暴力団が関与するものがみられる。

事例 ①

Case

韓国人の男(50)らは、平成21年5月から25年2月にかけて、依頼人から集めた現金を、定期的に手荷物として韓国に運搬し現地の口座に入金するなどの手口で地下銀行を営み、50億円以上を不正送金していた。同月、韓国人2人を銀行法違反(無免許営業)で逮捕した。この地下銀行は、風俗営業で不法就労助長を行う国際犯罪組織が、その売上金を本国へ送金する際に利用していた(静岡)。

コラム ⑦ ヤード対策

ヤードとは、周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設のことをいい、日本全国に多数存在している。

一部のヤードについては、国際犯罪組織による盗難自動車等の解体・不正輸出のための作業場となっているほか、不法滞在者の稼働・集場所として利用されるなど、犯罪の温床となっている状況がみられる。警察では、犯罪への関与が疑われるヤードについて、関係機関と協力しての立入検査や行政指導、法令を多角的に適用した取締り等の対策を推進している。



犯行に使用されたヤード

事例 ②

Case

ヤード経営者であるパキスタン人の男(52)は、日本人の窃盗グループが盗んだ自動車を買取り、ヤード内で解体して自動車部品として転売していた。25年3月までに、パキスタン人1人を盗品等保管罪で、日本人3人を窃盗罪等で逮捕した(愛知)。

注1：銀行業を営む資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなど

2：「日本人の配偶者等」の在留資格を得る目的で、日本人との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出すること

3：不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出すること

4：外国人が正規の出入国者、滞在者、運転免許保有者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使すること

5：就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなど

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）^(注1)や外国人個人識別情報認証システム^(注2)を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。法務省との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の入国管理局への手配や、合法滞在を装う偽装滞在者等の取締りのための情報交換、合同摘発等の連携を図っている。また、財務省との間では、不正輸出入を防止するための情報交換や合同摘発等の連携を図っている。

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

国際刑事警察機構（ICPO）は、各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等を行っている。平成25年末現在で190の国・地域が加盟している。警察庁は、捜査協力の実施のほか、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

② 外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPOルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^(注3)を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

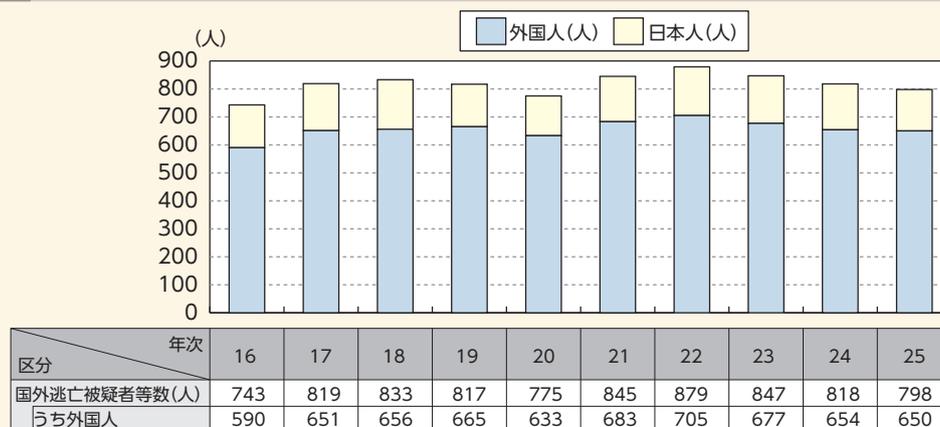
(3) 国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者（以下「国外逃亡被疑者等」という。）の数は図表4-16のとおり、依然として高い水準となっている。

被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、入国管理局に手配するなどして出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関等との捜査協力や刑事共助条約（協定）に基づく共助を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして確実な検挙に努めている。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表4-16 国外逃亡被疑者等の推移（平成16～25年）



注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2：来日外国人の個人識別情報と要注意人物に係る情報を照合するシステム

3：117頁参照

第4節

犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剝奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法に基づき、関係機関、事業者、外国のF I U^(注1)等と協力して犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務が特定事業者^(注2)により適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会やウェブサイト等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者が義務に違反していると認めた場合、犯罪収益移転防止法に基づき、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

図表4-17 所管行政庁に対する意見陳述の実施件数の推移(平成21~25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
意見陳述の実施件数(件)		9	13	10	10	10

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表4-18のとおり、おおむね増加傾向にあり、平成25年中は34万9,361件であった。

図表4-18 疑わしい取引の届出状況の推移(平成21~25年)



区分	年次	21	22	23	24	25
年間受理件数(件)		272,325	294,305	337,341	364,366	349,361
年間提供件数(件)		189,749	208,650	234,836	281,475	296,501

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会・警察庁が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出の件数をいう。
注2：年間提供件数とは、国家公安委員会・警察庁が捜査機関等に提供した疑わしい取引に関する情報の件数をいう。

図表4-19 疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数の推移(平成21~25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
検挙件数(件)		337	390	570	886	962

注1：Financial Intelligence Unit の略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のF I Uは、国家公安委員会・警察庁が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

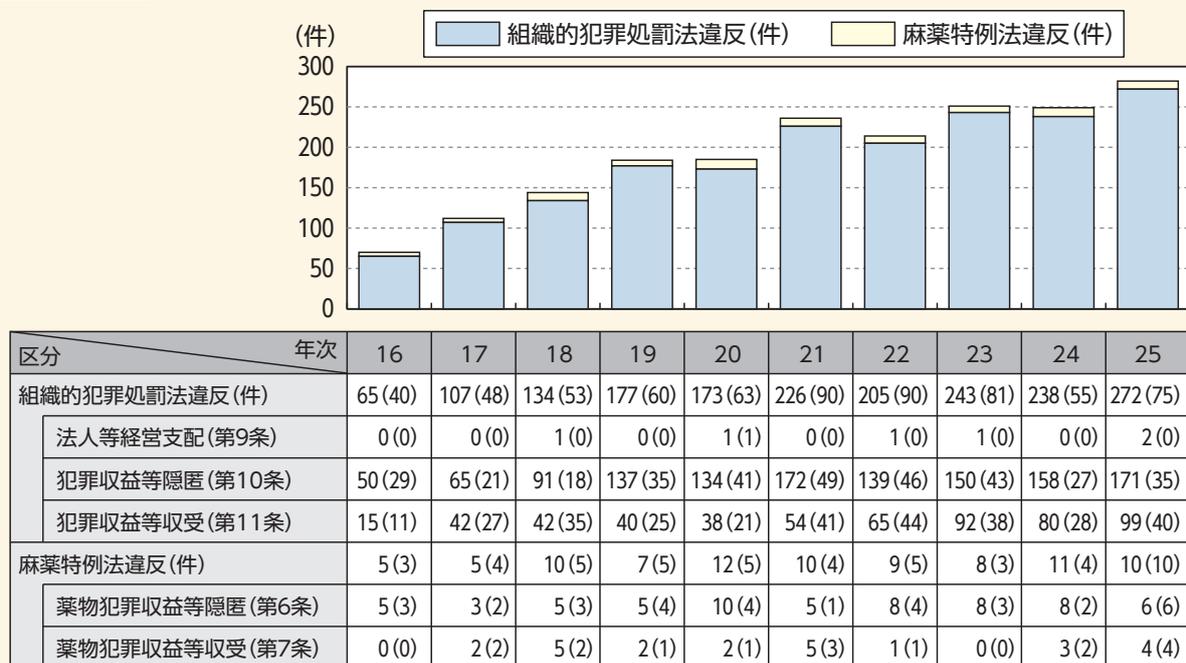
マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表4-20のとおり、増加傾向にあり、平成25年中は282件（前年比33件（13.2%）増加）であった。このうち、暴力団構成員等によるものは85件で、全体の30.1%を占めている。

25年中における暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが19件、売春防止法違反に係るものが19件、覚せい剤取締法違反に係るものが10件、ヤミ金融事犯に係るものが7件となっているが、その他にも賭博に係るものなどがあり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリングを行っている実態がうかがわれる。

また、25年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は21件であった。

図表4-20 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成16～25年）



注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

事例

Case

山口組傘下組織幹部の男（45）らは、24年6月から同年12月までの間、売春による犯罪収益であることを知りながら、配下組員らが経営する派遣型売春クラブの収益から現金合計約1,600万円を受け取っていた。25年5月、同幹部ら6人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で逮捕した（福岡、大分）。

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。警察では、没収^(注1)・追徴^(注2)の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-21のとおりである。

図表4-21 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成20～24年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
組織的犯罪処罰法	20	40	335,721	79	560,791	119	896,512
	21	98	105,774	129	3,414,672	227	3,520,446
	22	54	81,136	101	1,445,143	155	1,526,280
	23	93	60,899	93	819,683	186	880,582
	24	88	115,756	56	924,627	144	1,040,384
麻薬特例法	20	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240
	21	68	34,087	350	1,428,732	418	1,462,820
	22	46	27,660	328	1,260,916	374	1,288,576
	23	69	21,277	273	850,882	342	872,160
	24	63	20,852	241	361,862	304	382,714

注1：法務省資料による。

2：金額は、千円未満切り捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

平成25年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で風営適正化法違反、売春防止法違反、賭博、詐欺、ヤミ金融事犯等に関して160件（前年比12件（8.1%）増加）発出され、麻薬特例法で4件（前年比12件（75%）減少）発出されている。

図表4-22 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成21～25年）

区分	年次	21	22	23	24	25
組織的犯罪処罰法(件)		54 (23)	70 (36)	101 (30)	148 (39)	160 (54)
麻薬特例法		8 (5)	13 (7)	14 (4)	16 (8)	4 (4)

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

事例 Case

自営業の男（46）は、24年9月頃から25年6月頃までの間、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けないで、業として、無承認医薬品をインターネットを利用して販売していた。同年6月、被疑者を薬事法違反（業として行う医薬品の販売等）で逮捕するとともに、裁判官に対し、組織的犯罪処罰法の規定に基づき、起訴前の没収保全命令の請求を行った結果、自己名義の預貯金口座に滞留する犯罪収益である預金債権等合計約1,170万円に対して、同命令が発出された（京都）。

注1：物の所有権及び金銭債権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

2：没収することができる物及び金銭債権の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

4 国際連携

国境を越えて取行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、金融活動作業部会（FATF）^{（注1）}、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）^{（注2）}、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

（1）FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成25年末現在、我が国を含む34の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても20年に3回目の審査が実施された。これを受けて我が国は、25年2月、同年6月及び同年10月、全体会合において、同審査で指摘された各勧告の改善状況を報告した。

警察庁では、従来からFATFの活動に積極的に参画しており、25年中は、年3回の全体会合及び作業部会に職員を派遣した。

（2）APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために設置された国際協力の枠組みであり、平成25年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、25年中、年次会合のほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口分析の研究のための会合に職員を派遣した。

（3）エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のF I U間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された国際フォーラムであり、平成25年末現在、我が国を含む139の国・地域のF I Uが参加している。警察庁では、25年中、年次会合のほか、作業部会に職員を派遣した。

（4）外国のF I Uとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のF I Uが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会・警察庁では外国のF I Uとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、国家公安委員会・警察庁では平成25年末現在、合計70の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

図表4-23 国家公安委員会・警察庁と外国のF I Uとの情報交換件数の推移（平成21～25年）

区分	年次	21	22	23	24	25
情報交換件数(件)		120	152	226	174	262

図表4-24 外国のF I Uとの情報交換枠組みの設定状況

年次	設定国・地域
19	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
20	スイス、イタリア、ボルトガル、韓国、ルーマニア
21	パラグアイ、フランス、カタール
22	トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド、インド
23	ナイジェリア、中国、カンボジア、マカオ、キプロス、アルゼンチン、スペイン、サンマリノ
24	モンテネグロ、オランダ、ドイツ、ケイマン諸島、チェコ、モンゴル、アルバ、コロンビア、レバノン、スウェーデン、ベルー、アルメニア
25	英領ヴァージン諸島、マルタ、イスラエル、バミューダ、リヒテンシュタイン、バングラデシュ、スリランカ、デンマーク、ボリビア、ロシア、スロベニア、セーシェル、セネガル、コスタリカ、バーレーン、ラトビア、ベトナム、トルクメニスタン、ポーランド、マン島、ジャージー、ガーンジー、ニュージーランド、ネパール

注1：The Financial Action Task Forceの略

注2：The Asia/Pacific Group on Money Launderingの略

警察活動の最前線



ゆっぴー

暴力団を野放しにしない

前 熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課（現 熊本県牛深警察署地域・交通課）
いけなが ひろゆき
池永 拓之 警部



「警察が24時間守ってくれるんですか?」

この言葉は、私が暴力団捜査への協力を依頼した市民や事業者の方々から時折耳にする言葉であり、暴力団との付き合いがある人ほど、暴力団を恐れる気持ちが心に染みついているように感じます。

暴力団犯罪の取締りに従事していると、年々暴力団が潜在化し、実態がつかみにくくなっているほか、暴力団犯罪も巧妙化、複雑化しており、捜査活動も以前に比べて困難を極める事案が増加していることを実感します。すなわち、これまで以上に、市民の方々の協力がなければ、効果的な暴力団の取締りができない時代に突入しているのです。

一方、近年の全国的な暴力団排除気運の高まりとともに、勇気を出して警察に協力してくださる方々も増え、このような方々を支援するための法整備も進んでいます。私も、暴力団と戦おうとする方々を全力でサポートしたいと思っています。

定職にも就かず、弱者を食い物にする暴力団を野放しにすることはできません。

誰もが安全で安心して暮らすことのできる街づくりのため、今後も市民の皆さんの協力をいただきながら、暴力団に立ち向かっていく決意です。



フーくん、ケイチちゃん

犯罪に国境はない、捜査にも国境はない

前 大阪府警察本部刑事部国際捜査課（現 大阪府東成警察署地域課）
みわ たけし
三輪 剛史 警部



「国外犯事件」私が初めてこの言葉を耳にしたのは、警察署の強行犯担当の刑事をしていた時でした。その事件は、管内に居住する日本人男性が外国で惨殺された事件でした。御遺族と面談した時の「息子は外国で殺されたが、絶対に犯人を大阪府警で捕まえてください」という御遺族の言葉は、私の胸に深く突き刺さりました。そして、たとえ国外での犯罪であれ、「絶対に逃げ得は許さない!必ず犯人を捕まえてやる」と強く決意しました。私のこの思いが通じたのか、その後国際捜査課に異動となり、引き続きこの事件の捜査に専従することになりました。

事件現場が外国であり、客観的証拠や目撃者・関係者等の捜査対象のほとんどが外国にあることから捜査は難航し、国外犯捜査の困難性を痛感しました。しかし、犯行現場である外国への出張も行いながら、捜査を進めた結果、立ちはだかる「国境の壁」、「言葉の壁」という障害を乗り越え、ついに主犯格の日本人被疑者を検挙することができました。

私はこの事件捜査から、「信じて前に進めば、道は開け必ず結果を出せること」「犯人を逮捕するという思いに国境はないこと」など多くのことを経験し学びました。

これからも「捜査に国境なし」を自分の信念に国際犯罪に立ち向かって行く所存です。

